

令和3年 第11回

苓北町農業委員会総会会議録

事務局

それでは、只今から令和3年第11回苓北町農業委員会総会を開会致します。大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長

改めまして、皆さんおはようございます。

コスモスの花摘みには、ご多忙の中、多数参加していただきましてありがとうございました。後は座らせてもらいます。

朝のニュースでは、コロナも死亡者ゼロということでだいぶ下火になったようです。衆議院議員の選挙も終わり、国政も新しいスタートを切りました。イギリスでは「COP26」いわゆる世界的な気候変動に対応するための会議が行われ、若者たちの関心が集まっていると報道されています。世界各国もようやく重い腰を上げざるを得ない状況にきていると言えます。

本日もよろしくお願い申し上げます。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、3番の坂西委員さんと4番の山下委員さんに お願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、西川氏、松野氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和3年11月8日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。この案件につきましては、令和3年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和3年第5回苓北町農業委員会総会において許可見込みありと判断され、令和3年10月に除外されたものです。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町都呂々の畑1筆、面積は、575㎡です。

転用の目的は、個人住宅です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は祖母の実家に三世代で同居しているが、結婚を機に家族が増え手狭になったため、今回自分の居宅を新築するにあたり、実家の近くで土地を探していた。申請地は親族の所有で耕作されておらず、また、他に代替え地もないことから申請地を住宅用地として転用したい。」ということです。

申請地は4ページから5ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は町道蔭平線沿いの天草木場の杜自然学校の南側になります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

塚田委員

はい。先日、現地確認をして来ました。ご本人と直接話ができなかったのですが現場の状況ですが、旧木場小学校のすぐ上になりまして、現地は周りは急勾配の山林で、その中で現在も牧草を一応作ってはあったのですがイノシシの被害も結構あって耕作は困難だなという感じでした。現地は、ご両親とか家族の家も近くにありまして平地も少ないところで、そういう状況でありました。以上です。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長

続きまして、日程第3、議案第73号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、6ページをお開きください。日程第3、議案第73号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。
令和3年11月8日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

7ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が3件ございます。

詳細は田3筆 3, 431㎡です。明細は8ページに記載していません。

続きまして、利用権設定の再設定が32件ございます。

詳細は田20筆 23, 352㎡、畑11筆 6, 373㎡、その他1筆 255㎡。計32筆の29, 980㎡です。明細は9ページから12ページに記載しています。

続きまして、所有権移転が3件ございます。

詳細は田3筆 1, 446㎡です。明細は13ページに記載しています。

事務局

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第73号は原案どおり認定することに致します。

議長

続きまして、日程第4、議案第74号 非農地判断についてを議題と致します。

この件につきましては、平井委員さんが関与する案件でございますので、会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席をお願い致します。

(平井委員退席)

議長

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、14ページをお開きください。 日程第4、議案第74号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和3年11月8日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

事務局

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回15ページの都呂々の農地1件と19ページから51ページの9人から志岐の農地20件について個人申請がっております。

また、それに伴いまして、63ページの隣接する志岐の農地41件についてもご審議いただきたいと思っております。

1件目ですが、位置図及び字図につきましては16ページから17ページに図示しております。場所は都呂々の林道荅北天草線沿いになります。令和3年10月22日塚田委員及び事務局職員で現地調査を行いまして、調査の結果につきましては18ページに記載をしております。

続きまして2件目ですが、位置図及び字図につきましては20ページから62ページに図示しております。場所は字で申しますと志岐の水在河原と牛の迫になります。令和3年10月25日大仁田会長及び事務局職員で現地調査を行いまして、調査の結果につきましては、それぞれ22ページから65ページに記載をしております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

塚田委員

はい。1件目については、私が10月22日に現地を確認して来ました。現地は木場から福連木に至る広域林道のすぐ上になって轟みかん園の木場から行けばちょっと手前になるところで、現地は道路のすぐ上ではあるのですがその畑に入る道もないし、もうすでに山林化してしまっていて、非農地として取り扱うことが適当だと確認をしてきました。

大仁田会長

続きまして、2件目は私が担当となっております。

65ページをお開き願いたいと思っております。土地は字が牛の迫と水在河原という2カ所にまたがっております。調査員の意見にありますように「当該地は、採草地として利用されていた農地であるが、長年に渡り耕作されていないため草や木が生い茂り荒廃している。現状から農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であるため「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し調査を終了しました。」ということです。該当者も多くて、また筆数も多く非常に広範囲に渡っており、事務局のドローンでしか見渡せないような状況でした。以上でございます。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

小野委員

畑として登記はされているけど荒廃してもう再利用は困難であるために非農地として認めてほしいということが提案された訳でしょう。今の説明を聞いておりますと何ら問題はないような気がするのですが、ちょっと立ち話なんかで聞きますと手続き上というか農地法上非常に難しいところなんだと耳にしたんですよね。

今、私たちに示されております資料を見ますと、畑になっていても牧草地としての新しい再生は難しいということであれば、我々としては資料から判断して賛成というので良いのではないかなという気がするんですよね。

議 長

私たちも苦慮して苦渋の決断でございますが、遠い先の苓北町農業という広い観点からすると今まで一生懸命管理してこられたけど借り手もない訳です。水も無いし、将来的にはそこも山林化するというのがはっきりと見えている訳ですね。

やっぱり我々もそこを考えて判断をしなければ生産者の強い要望もありますので、それも一人じゃなくて9人の方がそういうことで「お願いします。」ということでございますので、いろいろ突き詰めれば問題もありますが、町の将来を考えたら苦渋の決断をせなんとではなかろうかと思えます。

坂西委員

役場の方の手続き上の問題点というのはないのですか。

小野委員

今日は、そういうのは示されてないからね。畑ではあったけどもう山林化しているし再生は見出すことはできないということで非農地にしてほしいということが農業委員会に出ているから、もうそれはそれで良いのではないのかなと思いますね。

あとは何らかの展開があるのかも知れませんが、それはご提案があった時にまた我々は考えれば良いことですからね。土地も広いし、資料を作るのも現地の確認も大変だったでしょう。

議 長

ドローンがあったから良かったですけど、それがあっても1時間半くらいかかったですね。私は帰ったらヘトヘトになって初めてくたびれました。

小野委員

もちろんもう回られんとでしょう。

議長

回られんですね。もう山林化してますからね。

荒木委員

下の方には晩柑を作ってる方がおられますよね。昔これをするのに補助金を少しもらわれているのではないですか。

塚田委員

本来ならば、だいぶ年数は経ってますけど補助事業で山林を開いて畑にしていますので、その時点でやっぱり山林のままじゃなく農地として畑にするべきでしたよね。このまま認めるとなった場合はそういう不備がありますけどという意見書か何か出さなんですよ。

小野委員

今日総会に提案があったのは、そういうのは何もなくて非農地として判断してほしいということですよ。だから今の段階では、何ら問題はないので認めても良いのではないかと思いますね。

塚田委員

事務局にひとつお尋ねしますが、議案書の64ページと65ページの現況調査表の中で、私が申請人から話を聞いた時には地目は山林で伺ってたのですが、地目が畑で現況が山林となっているのはどういう状況ですか。

事務局

64ページから65ページは、今回個人申請があっている分とは別です。この41筆に関しては隣接していますので、今回一緒に非農地の提案をさせていただきました。個人申請があっている分は19ページからの9人の方のそれぞれの個人申請を見ていただきますと地目は山林です。

個人申請の分を塚田委員さんはおっしゃっていると思うのですが登記簿上山林というのはこの9人の申請の20筆ですね。その隣接が後に載せている一覧の地目が畑で41筆ありまして、合わせますと61筆になります。

小野委員

登記簿山林のところを私たちが非農地の判断をするのですか？

事務局

先程から話が出ていますように以前ですね昭和47年頃に基盤整備をされまして飼料畑ということで補助事業をされてきました。地目が何故か山林のままでした。過去にそういった補助事業をしてると登記が山林であっても農地として農業委員会は見なければならないということで、今回山林なんですけれども非農地判断をして農地から外すという申請になります。

小野委員

一括して非農地としてとの提案なのでしょう？

事務局

そうですね。9人の方の申請のすぐ隣接の63ページの一覧の分は山林化してますので町から一緒に非農地の判断をしていただきたいという提案をさせていただきました。

小野委員

個人的に9名の方が出されているところよりもまだまだ残りが広いということですね。

会長、どがんですか？今回は資料を見ての判断ですね。私たちがまだ考えなんことがありますか？

事務局

今回は非農地判断をしていただきたいと申請がありますので、現地の状況と今後耕作が難しいという所有者さんの意向もありますので、そういったところで皆さんに判断いただければ良いのかなと思います。

議 長

私が見た限りは荒廃した畑ですね。また、そこに入る人がおらんですね。

小野委員

要するに、手近で牧草地として使える農地があって、酪農家の方が減ってきて数人になられたんですね。提出してある名簿を見る限り牛を飼っておられないところがほとんどですね。

議 長

牛を飼っている人も2人くらいですかね。その人たちも近くの牧草地で間に合うという状況です。藁も非常に余ってきているということです。水も無いしレタスとかの野菜も作られないですね。外来種の雑草が茂って、私はそこを歩いてくたびれたんですよ。

小野委員

開く前はどこの所有だったのですか？

議 長

久恒炭鉱さんだと思いますね。ボタで谷間を埋めてしまっているんですよ。

小野委員

ボタ山とか言ってたところですか？

議 長

そうですね。あそこは非常に乾燥すると思います。

小野委員

それにしては字名は水とかつくんですね。水も無いのに水在河原で言うんですね。こういうのを見ますと当時は農業もまだ勢いがあったんでしょうね。

議長

そうですね。いつも私が言うように畜産農家が減れば草地が山林化してくる。そこも最後に残ったところかなと思います。問題はそこを作る人がある人はもう83歳ですかね。もう一人の方はひとりでレタスをされていてもう上までは手入れはできんということですよ。

小野委員

たぶんこういう所はイノシシとかタヌキとかが住み着いて、人が食べるような物はできないでしょうね。

荒木委員

電柵していてもそれを越えて入ってくるんですよ。

小野委員

ここを住処にして夜な夜な下に来ってくるんでしょうね。会長、賛成か反対か決を取られたらどうですか？

議長

意見も出尽くしたようですから、調査対象の62件につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の62件の農地につきましては、原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議事参与の案件が終了しました。
平井委員さんの入室をお願い致します。

(平井委員入室)

議長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 令和3年秋の勲章受章者の報告について
2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について
3. 苓北町農業委員の委員の評価に関する事務処理要領及び農地利用最適化推進委員の事務処理要領について

次回、令和3年第12回総会は、令和3年12月8日（水）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

無いようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和3年第11回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時50分

会 長

署名委員

署名委員
